

平成27年5月19日
全国産業廃棄物連合会

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（仮）
に盛り込むべき事項（案）に対する意見等について

○ 1. 総則（2）基本理念

この指針は、東日本大震災はもとより過去の災害現場の教訓を踏まえる必要がある。そこで、指針として示す内容と過去の教訓との繋がりがわかるように関係者等へ示し、指針に対する理解力を高めることが必要である。

このような趣旨を基本理念の中に盛り込むか、あるいは、指針の周知のための通知で示すべきである。

○ 1. 総則（3）基本的事項 ③災害の規模に応じた対策の考え方

大規模災害に備えるためには、まず通常災害から備えが盤石であることが必要である。国会に提出された法案では「非常災害」の文言が盛り込まれ、非常災害であるかどうかは、個々の市町村が判断することになっているので、国として一定の定義、目安を全国的視点から示すべきと考える。

さらに付け加えると、行動指針（仮）に盛り込むべき事項（案）では、ところどころに「通常災害」という文言が出てきますが、この通常災害と「非常災害」との関係及び位置付けの整理が必要であると考えます。

○ 1. 総則（3）基本的事項 【関係者の役割・責務について】①各主体間の役割分担の基本的な考え方

関係者の役割・責務については、各主体間の連携・協力という視点から、新たな項目立てでも必要である。災害廃棄物の処理に果たす市町村の役割は大きいので、産廃処理業者（協会）と市町村は、平時から情報交換、協定締結を行い、さらに処理マニュアルの策定とそれに基づく訓練などを進めることが重要である（産廃処理業者が日頃接点のある市町村は、廃棄物処理法政令市である64市のみである。）

○ 2. 発災前の備え

全般

- 1) 関係者間の通信網を調査しておく必要がある。発災後は、衛生電話を含め通信・伝達手段の確保が重要となる。
- 2) 発災直後並びにその後に災害廃棄物の処理を進めるため、災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等（陸路、鉄路、海路、車輛、船舶、積替等）を確保するため、事前に法令などを整備し、予め運搬等の訓練する必要がある。なお、幹線道路の廃棄物

撤去はどこが受け持つか事前に調整する必要がある。

2-1. 国が行う備え

- ② 自動車や家電製品はとあるが、小型家電は含まれるのか。また、事前にこれらの量や発生場所を推定・同定しとあるが、国が行うのか。都道府県・市町村との協同作業ではないか。
- ③ 仮置き場等の選定手法の検討及び候補地リストの作成とあるが、候補地リストの作成まで国が行うのか。都道府県・市町村との協同作業ではないか。
仮置き場を選定する際には、土壌汚染対策法に基づく土壌環境調査を実施して有害物質等の把握に努める必要がある。また、仮置き場は、公有地を中心として、工場跡地はできる限り避けることとし、やむ得ない場合には、土地の履歴をあらかじめ調査する必要がある。
- ④ 専門家ネットワークの構築において、「災害廃棄物対策チーム」等の役割・権限・責任を明確にすべきである。
- ⑥ 特例措置の検討・準備において、地方公共団体が条例等で定めている産業廃棄物の事前協議、及び一般廃棄物の市町村間での移動協議等が、迅速な災害廃棄物処理にとって障害にならないようにすべきと考える。

2-2. 自治体が行う備え

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

- ⑤ 民間事業者（産業廃棄物処理業者、建設業者、製造業者など）とあるが、災害廃棄物は一般廃棄物であるので市町村の委託を受けた一般廃棄物処理業者との連携もある。一般廃棄物処理業者も明示する必要はないか。

(3) 災害廃棄物の発生量の推計と処理フローの作成

- ② 災害廃棄物等の処理フローの作成と処理体制の整備において、有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策を準備するとあるが、
 - 1) 工場・事業場で使用している化学物質についてPRTR法に基づき調査を行い、災害廃棄物となった場合の処理方策を事前に準備する。
 - 2) 津波廃棄物は塩分が多量に含まれていることから焼却する場合、どの程度の塩分までなら焼却が可能か事前に調査が必要である。
 - 3) 水産物等の腐敗廃棄物の処理については迅速に実施する必要があり、適切な海洋投棄も視野にいれて対応する必要がある。
 - 4) 漁網については、重りに鉛が装着されており、また、網もワイヤー等金属で固定されている。そのため、破碎は困難なので切断による処理が望まれる。
 - 5) 石膏ボードは仮置場で分別して専門の処理業者に再生委託するのが望ましい。津波廃棄物として排出され場合には、埋立処分になるが、硫化水素等の有害物質に注意する必要がある。

2-3. 大規模災害に向けた地域ブロックの単位の備え

(2) 地域ブロック協議会の設置・運営

- ① 関係者間で協議し、協力可能な内容を検討した上で、協定を締結するとあるが、地域ブロック協議会メンバー全てが協定を結ぶのか、あるいは個別に協定を結ぶのか、また、地方環境事務所も協定の当事者になるのか。その際には、地方環境事務所の権限と責任の明確化が必要であり、また国と地方環境事務所の連携の確保も必要である。さらに、地方環境事務所の体制整備が求められる。

○ 3. 発災後の対策（処理指針のひな形）

全般

- 1) どの主体が行うか明らかになっていない記述がある。主語を明らかにする必要がある。
- 2) 特例的措置については、全国産業廃棄物連合会が平成27年1月29日付で環境省に意見提出した内容が、十分反映されることを求める。
- 3) 仮設の廃棄物処理施設（破碎施設、焼却施設）を仮置き場にも設置し、できる限り仮置場で分別・処分できるようにする。

3-1. 初動対応（3）特例的措置の発動

- ② 災害廃棄物処理の特例的措置のうち廃棄物処理法の特例措置については、その適用の前提である「非常災害」であるかどうかを、災害ごとに個々の市町村が判断することになっているので、国として一定の定義、目安を全国的視点から示すべきと考える。また、地方公共団体が条例等で定めている産業廃棄物の事前協議、及び一般廃棄物の市町村間での移動協議等が、迅速な災害廃棄物処理にとって障害にならないようにすべきと考える。
- ③ その他の特例的措置として、これまでの災害の経験を踏まえ、具体的な措置を例示すべきと考える。

○ その他

文章の中で、「都道府県、市町村等」、「地方公共団体」、「自治体」との表現が使われている。混同する恐れがあるため、主体を明確にして欲しい。